

=研修・講習会=

1. 自動車検査員研修会

標記研修を次のとおり実施致します。対象者は必ず受講されますようお願い致します。

研修対象者とは、

- ①自動車検査員として選任されている者全員
- ②自動車検査員有資格者（自動車検査員に選任予定の者等）

※**3年以上**自動車検査員として選任されていなかった者を選任する場合は、直近の自動車検査員の研修を受講していることが必要となります。

◇研修日時

研修日	教習修了番号	研修時間等
8月 1日（月）	1 ~ 37000号	
8月 2日（火）	37001 ~ 54000号	〈受付〉 13：00 ~ 13：30
8月 4日（木）	54001 ~ 65000号	〈研修〉 13：30 ~ 17：00
8月 5日（金）	65001 ~ 73000号	
8月 18日（木）	73001号以降の者	

◇研修費用 4,000円（テキスト代含む）

2. ウインチ運転者特別講習会

車積載車に装備されるウインチを操作するためには、**労働安全衛生法第59条、規則第36条の規定**により「安全に関する特別教育」の受講が義務付けられています。

本講習は、ウインチを操作する際の基礎的な知識と注意点並びに関係法規の学科教育を行いますので、積載車の巻上げウインチを操作する方は、是非参加して下さい。

学科教育終了時に「巻上げ機（ウインチ）運転者特別教育 学科教育受講証明書」を交付させていただきますので、各事業場にて「巻上げ機の運転」「荷掛け及び合図」の実技教育（4時間）を実施後、事業場の実技を行った旨の証明をした「実技教育受講証明書」をお持ちいただければ、労働安全衛生法で定める「巻上げ機（ウインチ）の運転の業務に係る特別教育修了」を証明する修了証を発行します。

◇受付期間 **7月22日（金）まで**

◇講習日時 **8月 3日（水）9：30~17：00**

◇講習場所 (一社)山梨県自動車整備振興会 研修センター

◇担当講師 巷上げ機（ウインチ）運転者特別教育指導員講習を受講済みの教育課職員

◇受講対象者 事業場にウインチ付車積載車をお持ちで、車積載車のウインチ操作を行う方

◇募集定員 50名（定員になり次第締切とします）

◇受講料 5,200円（テキスト代含む）

※申込み用紙は会報P. 21にあります。

3. 新機構新技術講習（トヨタ編）

最近の乗用車に搭載されているアシスト機能、安全装置の構造・機能他の講習会を行います。
また、燃料電池自動車についての構造・機能等についても実習にて行います。

- ◇受付期間 **8月 5日（金）まで**
- ◇講習日時 **8月 8日（月）13:00～16:00**
- ◇講習会場 **(一社)山梨県自動車整備振興会 研修センター、実習場**
- ◇講師 **ディーラートレーナー、技術講習所講師**
- ◇講習内容 **F C V、トヨタセーフティーセンス（アシスト機能、安全装置構造・機能他）**
- ◇募集定員 **20名（定員になり次第締め切らせて頂きます）**
- ◇受講料 **2,500円**

各種研修・講習受講申込書

■ 受講者氏名等

受講者氏名	生年月日	認証番号	所属事業場	連絡先(TEL)
フリガナ 	S・H 年 月 日 			() - - -

※ 受講希望の各研修申し込み欄に **レ** を記して下さい。

3. 新機構新技術(トヨタ編)

研修日 8月 8日(月)

申し込み

ワインチ運転者特別教育受講申請書

認証番号	8 -	事業場名	
電話番号		FAX番号	
受講者名		生年月日	昭和 年 月 日 平成
車積載車登録番号			
備考			

各種研修・講習申込方法

申込書は、教育課窓口にあります。また、振興会ホームページ（<http://www.ams.or.jp>）の「会員ページ」からもダウンロードできます。
必要事項を記入の上、教育課までお申し込み下さい。

スキャンツール基本研修報告

6月20日（月）振興会実習場において、スキャンツール基本研修を開催致しました。
スキャンツールの必要性・診断機能や電子制御システムの基礎知識などの座学を行った後、実習車での簡易な故障探求を行いました。
研修参加者には、数種類のスキャンツールを実際に操作し、機器の理解を深め今後の整備に繋げて頂けるものと思います。
今後応用研修へ参加して頂き「コンピュータシステム認定店」を取得されることをお願いします。

四輪アライメントテスタ利用について

教育実習棟に新設の四輪アライメントテスタ及びリフトについては教育機材のみならず組合員皆様にも有効利用頂くため、「四輪アライメント講習」受講済み組合員を対象に有償で貸出しています。

なお、アライメント講習を未受講の方でテスタ利用希望の方については
「個別に使用方法の講習を行いながら測定を実施」も有料にて行うことも
可能ですのでご相談下さい。
(利用料金及び利用時間を参照。次回からは「講習受講済者」として扱います)



組合員からの声を頂きました

6月は6件の四輪アライメント・テスタのご利用をいただきました。

1. ミニクーパーS XS20	右側面事故により、右リヤ足回り交換 試走により良好を確認	リヤトーキャンバー調整 …南アルプス北支部の会員より
2. スバル レガシーアウトバック BR9	事故により右後部鈑金修理 試走してハンドルのブレもなく良好	ホイール交換 リヤ、フロント・トー調整 …東八支部の会員より
3. 日産 デイズルークス B21A	右後部鈑金修理 良好を確認	リヤタイヤ・ホイール交換 測定基準内にて修正なし
4. ホンダ オデッセイ RA6	右前側面事故 試走にて良好を確認	フレーム修正フェンダー交換 キャンバー調整出来ずトー調整 …甲府東支部の会員より
5. スズキ ジムニー JB23	車高調整のため測定 試走にて良好を確認	リヤトーキャンバーアジャストメント調整出来ずフロント・トー調整 …甲府北支部の会員より
6. マツダ CX-5 KE2AW	車高調整のため測定 試走にて良好を確認	リヤキャンバー調整出来ず、リヤ・フロント・トー調整 …岐北支部の会員より

利用料金及び利用時間

- * **四輪アライメント講習 受講済みの方 【利用者を受講修了者名簿より確認させて頂きます】**
 - ◇利用車両台数 **1台に限る**
 - ◇利 用 時 間 9:00~12:00又は、13:00~16:00
いずれか**半日 3時間** (車両搬入から搬出に係る時間とする)
 - ◇利 用 料 金 **3,000円(税別)**
 - ◇立 会 者 四輪アライメントテスタ操作に精通した職員1名
- * **利用時間の延長 【3時間の利用時間を超えて利用を希望する場合 プラス3,000円】**
車両台数、利用時間、利用料金、立会者については、上記受講済み利用と同じ。
また、利用要領の『6.』を十分承知する事。
- * **同一車両の再測定 【一度測定したが、調整のため一度退出し、別時間、別日に再測定する場合プラス3,000円】**
(利用3時間の内であれば退出、再入庫、再測定は可能)
車両台数、利用時間、利用料金、立会者については、上記受講済み利用と同じ。
また、利用要領の『7.』を十分承知する事
- * **四輪アライメント講習 未受講者の方 【使用方法の講習を行いながら測定を実施】**
(次回からは講習受講済み者として扱う)
 - ◇利用車両台数 1台に限る(講習者持込の車両)
 - ◇講 習 時 間 9:00~12:00又は、13:00~16:00
いずれか**半日 3時間** (車両搬入から搬出に係る時間とする)
 - ◇講 習 内 容 四輪アライメントテスタ使用方法に関する講習及び測定、調整
ただし、測定により調整が可能な部分までとし、分解等を含む調整、整備に関しては事業所にて実施する事。
 - ◇講 習 料 金 **10,000円(税別)** ◇講 習 実 施 者 教育課職員

四輪アライメント・テスタ利用申込書及び借用書

山梨県自動車整備商工組合 御中

「四輪アライメント・テスタ」下記利用要領について十分承知しましたので借用願います。

利用希望日	年 月 日 午前・午後	支部名	支 部
認証番号	8 -	事業場名	(印)
使用者		T E L	()

車両情報

車両メーカー名		車 名	
初年度登録年月	年 月	型 式	
車台番号		エンジン型式	
グレード		車両データ	有・無 事務局記入欄

借り受けのテスタ等が、万が一不具合を生じた場合には、職員及び利用者と共に立会い確認し不具合部位修復に係る動産保険の保険免責費用10,000円は利用事業場が費用を負担することを承知します。

受付日	受付者	日程確認	受講確認	立会予定者	振興会確認	使用者確認
平成 年 ／		平成 年 ／ 午前・午後	平成 年 ／			

「四輪アライメント・テスタ」利用要領

- 利用する山梨県自動車整備商工組合の組合員とする。
- (一社)山梨県自動車整備商工組合が実施する「四輪アライメント講習」受講者に対し、1台に限り半日単位で「専用リフト及びアライメント・テスタ並びに付属機器等」を有償にて利用できる。
【金額及び利用時間は別紙】
- 「専用リフト及びアライメント・テスタ並びに付属機器等」の利用は、振興会技術講習等を最優先とする。また、組合員の利用日は、振興会技術講習等を行わない日とし、テスタ操作の精通した職員が立ち会うため、商工組合休日の土、日、祝日、年末年始休暇中の利用はできない。【必ず事前に電話などで利用予約を取り、仮予約する】
- 利用する車両のデータについては、利用車両がインストールされているかを確認するため、予約時に利用車両及び借用車の車両情報を必要事項を記入しFAXにて申し込む事。
- 利用については、「四輪アライメント講習」受講者を対象とし、職員は利用日・立会い助言はするが、調整作業等の一切については利用者が行う事とする。
- 利用時間を過ぎて引き続き利用を延長希望する場合は、その後の時間に利用予定がない場合に限り利用できるが、16:00以降の利用は出来ないので翌日となる。この場合も利用予定がない場合に限り利用できるが、事前予約者が優先されるため利用予約がある場合は、利用カレンダーから都合の良い日を選択し予約する事。
【金額及び利用時間は別紙】
- 測定を行ふ調整のため車両を搬出し再入庫し利用する場合は、時間内であれば良いが時間延長となる利用の時は、上記6.と同様とする。【金額及び利用時間は別紙】
- 「四輪アライメント講習」未受講者が「専用リフト及びアライメント・テスタ並びに付属機器等」の利用を希望する場合は、教育講習員が別途有償で3時間の講習を行なから実施する事で可能とする。ただし、測定により調整が可能な部分までとし、分解等を含む調整、整備に関しては講習所にて実施する事。【金額及び利用時間は別紙】
- 不正改造車等、保安基準に適合しない車両については、利用できないので保安基準に適合させてからの利用とする。
【明らかに公道を走行しない車両等は、協約書】を事前に受取り、必要事項を記入し提出する事で利用可とする】
- 作業する車両については、測定調整を容易にするため、必要となる部分のボルト、ナットは事前に一度緩めて再度締め直すことを実施しておき事。
【実習場では、固着したボルト・ナットを緩めるためのドリル等の使用は一切不可】
- 異常摩擦を起こしたタイヤのままで測定が出来ないので、異常摩擦を起こしていないタイヤに交換してから測定に着手事。
- 調整作業に係る工具等については、作業者が用意し持ち込む事とし、講習所の工具等の貸出は一切行わない。
- 作業中安全には十分気を付け、怪我、事故等起きたくないよう「安全第一」とする。なお、職員は作業中の怪我、事故等についての初期対応としての救急処置、救急車の手配、事業場への連絡を行うが、それ以降の傷害処置その他関係機関への連絡、報告等については事業場の責任とする。
- 利用に関して、「四輪アライメント講習」の注意事項を十分留意し、「専用リフト及びアライメント・テスタ並びに付属機器等」の装置を損傷、故障させない事とするが、万が一機器に不具合が生じた場合は、職員及びテスタ利用者と共に立会い確認し、不具合部位修復に係る動産保険の保険免責費用10,000円が利用事業場が負担とする。

スキャンツール貸出し申込書及び借用書

一般社団法人 山梨県自動車整備振興会 御中

品名	ツール本体	日立 HDM3000 デンソーDST-2 インターサポート G-Scan ()		
	附属品類	取扱い説明書 その他付属品	ダイアグケーブル	データ取込用 CD
使用日	平成 年 月 日 () ~ 平成 年 月 日 () まで			
「貸出し注意事項」について十分承知いたしましたので、上記の機器を貸出し願います。 なお、借り受けた機器本体を「故障」、「破損」、「紛失」させた場合は、免責費用を負担することを承知し、付属品も同様にした場合は、実費負担することを承知いたします。				
支部名	支部		認証番号	8 -
事業場名				
事業主名	(印)	TEL	()	
(注) 貸出しについては基本的に事業主とします。事業主以外への貸渡しの場合は免許証の写しを頂きます。				

※事前に電話にて貸出し可能か確認願います。

※下記の注意事項を必ずご確認頂き、十分承知されてから上記太枠内を記入し教育課へ仮申し込みのFAXをして下さい。

※教育課窓口にて借り受ける時に、本「申込書及び借用書」を提出して下さい。

教育課 TEL 055-262-4422 FAX055-263-4420

受付日	受付者	貸出日	貸出者	故障、欠品確認	受領日	受領者	故障、欠品確認
平成 年 /		平成 年 /			平成 年 /		

貸出し注意事項 (必ず最後までお読みください)

1. (一社) 山梨県自動車整備振興会、自動車整備商工組合の会員事業場に対して無料で貸出いたします。
2. 貸出しは、貸出日を含め3日間とします。振興会休日の土、日、祝日及び年末年始休暇中の貸出しは致しません。
(貸出期間は振興会休日も含みますが、返却予定日が振興会休日の場合は、休日の翌日とします)
3. 講習所及び振興会講習が最優先されます。また、機器の数量も限られますので、貸出しに当たりましては必ず事前に振興会教育課までご確認願います。
4. 事業場(営業所) 単位の貸出しとしますので、他事業場(自社営業所)への又貸しは厳禁致します。
5. 借用に当たりましては、事前に「貸出し申込書及び借用書」へ必要事項をご記入押印の上、お申込下さい。
6. 仮申し込みはFAXにて受け付けますが、機器を借り受ける時点で本「貸出し申込書及び借用書」の提出して下さい。
7. 事業主以外の方が借り受け当日見えられた場合には、免許証のコピーを頂きます。
8. 「貸出し」「返却」時は、教育課窓口に於きまして、必ず双方立会いのうえ機器等の確認を致します。
9. 講習所講師及び振興会職員は、故障車両に関しての「作業」「故障診断」「故障判定」等は、いかなる場合においても一切行いません。
事業場において、故障車両に関しての「作業」「故障診断」「故障判定」等を行って下さい。
10. 講習所の講習予定、また、次の貸出しに当たり、返却は時間厳守でお願いいたします。(午後5時まで)
但し、講習予定、貸出し予定が無い場合に限り翌日返却も可能としますが、必ずその旨を教育課までご連絡して頂き、翌日午前中までにご返却下さい。

11. 貸出し中に発生した「本体への事故」等の場合、1件に対して事業主に動産保険免責費用10,000円を負担して頂きます。

但し、本体以外のダイアグケーブル、付属品等については、実費負担となります。

その他、保険目的による窃盗、紛失、その他類似行為により生じた損害については「不誠実行為不担保保険特約条項」により、保険の対象外となり、全額を実費負担して頂く事になります。(個人情報については、スキャンツール貸出しのみに使用するものであり、それ以外には使用いたしません)